

浜岡原子力発電所1, 2号機 施設定期検査の申請について

平成 21 年 12 月 18 日

当社は、廃止措置中の1, 2号機について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、「原子炉等規制法」という。)に基づき、毎年1回受検することが義務づけられている施設定期検査[※]を、1号機は平成22年1月25日から、2号機は平成22年1月27日から、それぞれ約4ヶ月の期間で受検したい旨について、本日、経済産業大臣へ申請書を提出しましたので、お知らせいたします。

施設定期検査では、原子力安全・保安院により、核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、非常用電源設備のうち、核燃料物質の取扱いまたは貯蔵に係る施設・設備の性能を確認するための検査が行われます。

※ 施設定期検査は、原子炉等規制法第29条第1項に規定されており、その申請については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下、「実用炉規則」という。)第3条の15に規定されています。

施設定期検査では、核燃料物質の取扱いまたは貯蔵に係る施設・設備の性能について、実用炉規則第3条の17に掲げる技術上の基準に適合していることの確認が行われます。

当社は、平成20年12月22日に電気事業法第9条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に電気工作物変更届出を行い、平成21年1月30日をもって1, 2号機を廃止しており、この日を起点に、今回の施設定期検査を受検することとなります。

以 上